

(案)

京丹後市まちづくり基本条例(平成19年条例第54号)新旧対照表

現行	改正案
○京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 改正 平成26年11月27日条例第41号 平成28年7月14日条例第36号 令和2年3月26日条例第11号 (略) (連携及び交流) 第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。 2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。 (略)	○京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 改正 平成26年11月27日条例第41号 平成28年7月14日条例第36号 令和2年3月26日条例第11号 (略) (連携及び交流) 第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。 2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。 3 <u>市及び市民は、市外の様々な主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすよう努めるものとする</u> (略) <u>附 則 (令和7年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>